

米粉需要創出・利用促進対策事業実施要領

制 定 令和4年12月8日付け4農産第3379号
改 正 令和5年11月29日付け5農産第3276号
改 正 令和6年12月24日付け6農産第3498号
改 正 令和8年1月5日付け7農産第3853号

農林水産省農産局長通知

第1 趣 旨

米粉需要創出・利用促進対策事業の実施については、米粉需要創出・利用促進対策事業補助金交付等要綱（令和4年12月8日付け4農産第3219号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業内容

本事業は、次に定めるとおり、米粉商品開発等支援対策事業、米・米粉消費拡大対策事業、米粉製品製造能力強化等支援対策事業及び米粉原料安定供給事業により構成され、各事業の取組内容、補助事業者等は、別記1から別記4までに定めるとおりとする。

1 米粉商品開発等支援対策事業

別記1に定めるとおりとする。

2 米・米粉消費拡大対策事業

別記2に定めるとおりとする。

3 米粉製品製造能力強化等支援対策事業

別記3に定めるとおりとする。

4 米粉原料安定供給事業

別記4に定めるとおりとする。

附 則

この要領は、令和4年12月8日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和5年11月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和6年12月24日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和8年1月5日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

(別記4)

米粉原料安定供給事業

第1 事業の概要

米粉の需要が堅調に推移する中、近年、原料となる米粉用米の生産量については減少傾向で推移している。

米粉用米は産地農家等と製粉メーカー等と需要者との新規需要米の契約に基づき取引されるものであるが、生産量の減少は米粉用米の調達費用の増大を招き、今後、米粉の需要減少の要因となる恐れがあることから、米粉の製粉メーカーや食品メーカー等が米粉用米の供給量の変動に左右されることなく安定的に調達できる環境を構築していくことが重要である。

このため、産地農家等と米粉用米の複数年契約を締結した需要者に対し、調達費用軽減に向けた支援を行うものとする。

第2 補助事業者

補助事業者は、本事業に取り組む需要者への補助金の支払業務及びそのための確認業務を担うものとし、次に掲げる要件全てを満たし、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が公募により選定した者とする。

- 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施することができる能力及び体制を有する団体であること。
- 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これらに準ずるもの）を備えていること。
- 3 本事業で得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- 4 日本国内に所在し、本事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- 5 民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、商工業者の組織する団体、農林漁業者の組織する団体、独立行政法人、認可法人、特殊法人、協議会又は農産局長が別途認めた任意団体のいずれかであること。
- 6 法人等（法人又は団体をいう。）の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員でないこと。
- 7 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 8 事業実施計画中の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、農産局長に提出すること。

第3 事業の内容等

補助事業者は、別表1の第1の（1）の事業実施者への補助金交付事務を実施する。

（1）公募及び交付決定

ア 補助事業者は、公募を効率的に行うために応募書類の記載例の整備・周知を行うとともに、問合せへの対応を実施するものとする。公募の方法、公募の時期、公募の回数等については、公募要領を作成し、農林水産省と協議の上実施する。

イ 補助事業者は、事業の実施を希望する者から提出された交付申請書及び事業実施計画書（以下、「原料安定供給事業計画」という。）の内容が適切であるか等について確認を行い、農産局長の承認のうえ採択することとする。

ウ 補助事業者は、事業の実施を希望する者に原料安定供給事業計画の添付書類として、環境負荷低減のチェックシート（補助事業者の事業実施計画中の様式に準ずる）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で提出させるものとする。

エ 補助事業者は交付決定後、補助金の交付決定状況を取りまとめ、原料安定供給事業計画及び交付決定通知書の写しを添えて別記様式第1号により農産局長に報告するものとする。

（2）事業の進捗管理、指導等

補助事業者は、事業実施者から必要な報告をさせるとともに、事業実施者における事業の進捗状況を管理し、事業実施者に対し、必要に応じて指導を行うこととする。

（3）事業広報

補助事業者は、事業実施者の公募の効率や事業の効果を高めるため、必要に応じて情報発信を行うこととする。

（4）事業の実施結果報告及び額の確定

補助事業者は、事業実施者の事業完了後に実施結果報告書を作成させ、補助事業者に提出させるとともに、額を確定させ、確定額に基づき補助金の支払いを行うものとする。

第4 事業実施状況の報告

1 農産局長は、必要に応じ、事業実施年度の途中、補助事業者に事業実施状況の報告を求めることができる。

2 事業成果の報告

補助事業者は、事業終了年度の翌年度の6月末日までに別記様式第3号により事業成果状況に係る報告書を作成し、農産局長に報告するものとする。

3 指導

- (1) 農産局長は、1の事業実施状況報告の内容を確認し、事業の成果目標の達成が困難と認める場合には、補助事業者に対し必要な指導を行うものとする。
- (2) 農産局長は、2の事業成果状況報告書により事業成果を確認し、事業実施計画に掲げた事業目標が達成されていないと認める場合には、補助事業者に対し必要な指導を行うものとする。

第5 補助対象経費等

1 補助対象経費の範囲は、本事業を実施するために直接必要な別表1の第2に定める経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとし、その経理に当たっては、別表2に定める費目ごとに整理するとともに、他の事業費と区別して経理を行うこととする。
なお、次の経費は対象としない。

- (1) 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組にかかる経費
- (2) 補助事業者又はその構成員が自力により現に実施し、又は既に完了している取組に係る経費
- (3) 事業の期間中に発生した事故又は災害のための経費

2 別表1の第1の(2)の事業実施者の要件

食品の加工・製造を行っている事業者又はこれらが組織する団体（経営体としての業種区分に関わらず、食品製造を行っているか否かで判断する。）であって、米粉の新用途への利用の促進に関する法律施行規則（平成21年農林水産省令第41号）第1条第1号に規定する新用途米穀加工品又はこれを原料とする加工食品を製造し、又は流通する取組を実施する者であること。

第6 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和8年3月31日までとする。

第7 事業の成果目標

補助事業者は、別記様式第4号の事業実施計画において、本事業の成果目標を定めるものとする。

第8 事業実施手続

1 事業実施計画の作成

交付等要綱第4に基づく事業実施計画は、別記様式第4号により作成するものとする。

2 事業実施計画の承認等

- (1) 補助事業者は、1により作成した事業実施計画を、農産局長に提出し、その承認を受けるものとする。

ただし、別に定める本事業の公募要領により選定された補助金交付候補者の選定時の事業実施計画については、農産局長の承認を受けたものとみなし、また、交付等要綱第13の規定に基づく事業実施計画の変更、中止又は廃止の承認申請

については、交付等要綱別記様式第4号の「変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

- (2) 農産局長は、事業実施計画の承認を行うに当たっては、別記様式第5号により、承認された者に対して承認した旨を通知するものとし、承認されなかった者に対しては、承認しなかった旨を通知するものとする。

第9 採択基準

補助事業者の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業の確実な遂行が見込まれるものであること。
- (2) 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
- (3) 補助事業者が、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業費について、適正な資金調達が可能であること。
- (5) 同一の提案内容で本事業以外の農林水産省又は他の省庁の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。

第10 実施規程の作成

補助事業者は、別表1の第1の(1)の事業実施に当たり、補助金の交付手続等について次に掲げる事項を記載した実施規程を作成し、別記様式第6号により農産局長に提出し、その承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

- (1) 交付対象要件の定義並びに補助対象経費及び補助金の額
- (2) 交付申請及び実績報告
- (3) 採択基準並びに交付決定及び補助金の額の確定
- (4) 申請の取下げ
- (5) 事業実施計画の(変更)承認等
- (6) 補助金の支払
- (7) 交付決定の取消し
- (8) 補助金の経理及び補助事業者による調査、広報
- (9) 個人情報保護等に係る対応
- (10) その他必要な事項

第11 補助事業における利益等排除の取扱い

補助事業者は、補助事業において、補助対象経費の中に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、補助事業の目的上ふさわしくないため、別添1のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

第12 留意事項

補助事業者は、本事業の実施により知り得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

別添 1

補助事業における利益等排除の考え方

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の（1）から（3）までの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社（補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（2）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

(1) 補助事業者の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とする。これにより難い場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これにより難い場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

別添2

原料安定供給事業計画に基づく米粉用米の交付対象数量の考え方

1 米粉用米の複数年契約数量

複数年契約数量は、米粉用米の生産者又販売委託を受けた生産出荷事業者及び団体（以下、「契約生産者等」という。）と事業実施者との間で複数年の販売契約（令和8年産から新たに結んだ令和8年産から令和9年産の2年分又は、令和8年産から10年産までの3年分の契約）を締結した米粉用米の契約数量とする。

なお、販売契約書には、各年産の契約数量及び複数年契約初年度における契約価格を明記し、契約不履行に対する違約条項（作柄等の影響により生産量が変動した場合の対応を含む。）を設けるものとする。

2 作柄変動等による複数年契約数量の調整

複数年契約期間における米粉用米出荷数量については、原則、契約数量どおりとするが、作柄等の影響により変動が生じた場合は、契約当事者間の合意により調整することができるものとする。

なお、契約数量の調整方法は、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省生産局長通知）別紙1の別添3を準用するものとする。

3 交付対象数量

複数年初年度における交付対象数量は、事業実施者が契約生産者等から翌年1月末までに購入した当該年産米粉用米数量とする。

なお、複数年契約の令和9年産目及び令和10年産の交付対象数量は、初年度の交付対象数量を上限とする。

また、生産製造連携事業計画の認定を受けている場合にあっては、当該計画における数量を上限とすることができるものとする。

別表1

第1 事業内容	第2 補助対象経費の範囲	第3 補助率
<p>米粉原料安定供給事業</p> <p>(1) 事業実施者への補助金交付事務 (2) の事業について、支援スキームの周知、事業実施者の募集、事業実施者の審査、補助金の交付、事業の調整及び進行管理等の必要な事務を行う。</p> <p>(2) 米粉用米の安定供給に向けた複数年契約の取組を支援する。</p>	<p>本事業の支援スキームの周知、事業実施者の募集、事業実施者の審査、補助金の交付、事業の調整及び進行管理等に係る経費 等</p> <p>米粉用米の複数年契約（令和8年産から新たに結んだ令和8年産から令和9年産の2年分又は、令和8年産から10年産までの3年分の契約を含むもの）にかかる経費 等</p>	<p>定額</p> <p>定額（1／2以内） 採択1件当たりの補助は契約数量に応じて決まる。</p>

別表2

費　目	経　費　の　内　容　等
人件費	<p>この事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当とします。</p> <p>人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとします。また、申請時に積算根拠となる資料を添付してください。</p>
賃金	<p>事業を実施するため新たに発生する業務（資料整理・収集、調査の補助等）を目的として、補助事業者又は事業実施者が雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費とします。</p> <p>単価については、補助事業者の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定してください。</p> <p>申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、賃金単価の設定根拠となる資料の添付が必要となります。</p> <p>雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにする必要があります。</p> <p>実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当ては認めません。</p>
旅費	<p>交通費、日当、宿泊費及び諸雑費とし、事業実施に必要な旅費とします。単価については、補助事業者の旅費支払規則や国・都道府県・市町村の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定してください。交通費及び宿泊費は格安航空券や新幹線と宿泊のパックを活用する等最も安価なチケット等を利用するよう努めるものとします。</p> <p>申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、旅費単価等の設定根拠となる資料を提出するものとします。なお、飛行機の利用については、精算時に各人の旅程表、請求書（出張費一括の金額ではなく、経費の内訳の分かるもの）、領収書、搭乗証明書又は搭乗券を提出してください。</p>

需用費	事業を実施するために必要な消耗品、用具等の購入経費、翻訳費、通訳費、広告宣伝費、印刷費、資料作成費、実証等で使用する原材料費（包装資材含む）、輸送費・通関費、文献・資料等購入費等の雑費とします。インターネット使用経費、相手が不明な通話経費は認めません。 なお、購入した文献・資料等については、購入した文献名等の一覧表を作成し、農林水産省に提出してください。
役務費	事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本業の成果と成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費とします。
賃借料及び 使用料	事業を実施するために必要な場所及び会場、設備の賃借料や物品・備品等の使用料とします。（補助事業者又は事業実施者が所有するものを使用する場合を除きます。）
委託費	事業の実施に当たり特殊な知識等を必要とする場合、やむを得ずその事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費とします。
通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送、電話等の通信に係る経費とします。

別記様式第1号（第3関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年度米粉原料安定供給事業補助金の交付状況の報告について

米粉需要創出・利用促進対策事業実施要領（令和4年12月8日付け4農産第3379号農林水産省農産局長通知）別記4第3の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）関係書類として、事業実施者の米粉原料安定供給事業の原料安定供給事業計画及び交付決定通知書の写しを添付すること。

別記様式第3号（第4関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年度米粉原料安定供給事業に係る事業成果状況報告書

令和〇〇年度に実施した事業に係る成果状況について、米粉需要創出・利用促進対策事業実施要領（令和4年12月8日付け4農産第3379号農林水産省農産局長通知）別記4第4の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助事業者名：
所在地：
担当者名及び役職：
電話番号：
メールアドレス：
- 2 事業計画に定めた成果目標及びその達成状況
- 3 評価 A（目標を上回る進捗）、B（目標どおりの進捗）、C（目標を下回る進捗）
- 4 所見（より効果を高めるための改善点等）

別記様式第4号（第7及び8関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇年度米粉原料安定供給事業実施計画の承認（変更）申請について

令和〇年度において、米粉原料安定供給事業を実施したいので、米粉需要創出・利用促進対策事業実施要領（令和4年12月8日付け4農産第3379号農林水産省農産局長通知）別記4第8の規定に基づき、事業実施計画の承認（変更）を申請する。

- (注) 1 関係書類として、別添1及び2並びに3-1又は3-2を添付すること。
2 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、変更前の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。

別添 1

第1 総括表

事業内容	事業費 千円	負担区分		備考
		国庫補助金	補助事業者	
合計				

(注) 事業内容は、別表1の第1の事業内容の欄に掲げる事業を記載すること。

第2 事業の目的等

(1) 事業の目的

(2) 事業の効果（本事業の実施による効果及びその検証方法）

(3) 補助事業者の概要及び添付資料

① 補助事業者の概要

ア 名 称
イ 主たる事務所の所在地
ウ 代表者名
エ 構成員数
オ 従業員数
カ 設立年月日

② 添付書類

ア 定款又はこれに準ずる規約
イ 役員等名簿
ウ 事業計画、収支予算書、収支決算書等
エ その他農産局長が特に必要と認める資料

(4) 組織の体系及び年間計画

① 組織の体系図（事業実施・経理その他管理体制）

--	--	--	--	--

② 年間計画

主な事業内容	第1四半期 (4-6月)	第2四半期 (7-9月)	第3四半期 (10-12月)	第4四半期 (1-3月)

(5) 事業の内容

成果目標（達成すべき成果）
成果（実績）

注1：成果目標（達成すべき成果）欄には、達成すべき定量的な目標について記入すること。

注2：成果（実績）欄には、事業実施後に取組実績を記入すること。

別添2

経 費 内 訳 書

(単位 : 円)

事業内容	事 業 費		積 算 内 訳				
	国 庫 補 助 金	補 助 事 業 者	経費 内 容	費 目	単 価	数 量	関連 資 料
※ 別表1第1の事業内容の欄に掲げる事業を記載する。							

合 計								

注1 「積算内訳」の欄には、区分ごとに経費の内容を費目ごとに概要根拠（単価、数量、員数等）を詳細に記載し、関連資料を添付してください。

注2 事業の一部を委託する場合は、当該部分の経費が分かるよう記載してください。

別添3－1

**環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート
(民間事業者等向け)**

- ① 民間事業者等向け、食品関連事業者向けのうち当てはまるシートを選択し、使用してください。
- ② 事業実施期間において、次の（1）から（7）までの取組の全ての項目を実施することとなっています（ただし、該当しない取組を除きます）。

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥・防除	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討する。	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討する。（再掲）	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	<input type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める。	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビス、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める。	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討する。	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	<input type="checkbox"/>	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める。	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理することを検討する。	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討する。	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	<input type="checkbox"/>	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める。	<input type="checkbox"/>

⑩	<input type="checkbox"/>	※水質汚濁防止法における特定施設に該当する場合 排水処理に係る水質汚濁防止法を遵守する。	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------	---	--------------------------

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解に努める。	<input type="checkbox"/>
⑫	<input type="checkbox"/>	関連する法令を遵守（注）する。	<input type="checkbox"/>
⑬	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める。	<input type="checkbox"/>
⑭	<input type="checkbox"/>	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 機械等の適切な整備と管理に努める、	<input type="checkbox"/>
⑮	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める。	<input type="checkbox"/>

注1：「関係する法令を遵守」については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等を遵守することを示す。

注2：※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート
(食品関連事業者向け)

- ① 民間事業者等向け、食品関連事業者向けのうち当てはまるシートを選択し、使用してください。
- ② 事業実施期間において、次の（1）から（7）までの取組の全ての項目を実施することとなっています（ただし、該当しない取組を除きます）。

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	<input type="checkbox"/>	工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	<input type="checkbox"/>	※と畜場でない場合（と畜場である <input type="checkbox"/> ） 食品ロスの削減に努める	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
⑨	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	<input type="checkbox"/>	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑪	<input type="checkbox"/>	※特定事業場である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑫	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑬	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑭	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑮	<input type="checkbox"/>	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
⑯	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

注1：「関係する法令を遵守」については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）等を遵守することを示す。

注2：(5) ⑦については、と畜場の場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

注3：(6) ⑩、(6) ⑪、(7) ⑮の※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

別記様式第5号（第8関係）

番 号
年 月 日

団体名

代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

令和〇年度米粉原料安定供給事業実施計画の承認について

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった令和〇年度米粉原料安定供給事業実施計画については、米粉需要創出・利用促進対策事業実施要領（令和4年12月8日付け4農産第3379号農林水産省農産局長通知）別記4第8の規定により、承認された※のでここに通知する。

なお、後日、貴〇〇に対して割当内示をするので、これに基づき進められたい。

※承認されなかった者に対しては、承認されなかったと記入するとともに、なお書きを削除する。

別記様式第6号（第10関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年度米粉原料安定供給事業実施規程の承認（変更の承認）申請につ
いて

米粉需要創出・利用促進対策事業実施要領（令和4年12月8日付け4農産第3379号
農林水産省農産局長通知）別記4第10の規定に基づき、米粉原料安定供給事業実施規
程の承認（変更の承認）を申請する。